○農林水産省告示第二千九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市大麻町大谷字倉谷四六、四七の一、四八、五二、大麻町桧字蔭ケ谷一の五から一の二八まで、一の二九の一、一の二九の二、一の三〇、一の三一の二、一の四三、一の四五から一の四八まで、一の五〇、一の五二、一の五四、一の五六、一の五九、一の七一、一の七三、一の七五、一の七七、一の八〇、四の五、四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県徳島市入田町金治三九七の二、三九八、三九九の一から三九九の三まで、四〇〇の二から四〇〇の八まで、四〇〇の一一、四〇〇の一三から四〇〇の一五まで、四〇〇の一七から四〇〇の二二まで、四〇〇の二五から四〇〇の三〇まで、四〇〇の三三、四〇〇の三四、南谷九二の一、九二の二、九六、五九三、五九四、五九七の一から五九七の三まで、五九七の一三から五九七の三三まで、五九七の三一から五九七の三七まで、六〇九の二六から六〇九の三七まで、六〇九の三九から六〇九の五四まで、六〇九の六五から六〇九の六七まで、六一〇の一、六一〇の一六から六一〇の二〇まで、六一〇の四二から六一〇の四六まで、六一〇の五〇から六一〇の六一まで、六一一の九、六一一の一〇、六一一の一二から六一一の一六まで、六一一の二三から六一一の二八まで、六一一の三六から六一一の四三まで、六一一の四七、六一一の四八、六一一の五四から六一一の五六まで、六一一の五八、六一一の五九、六一一の六三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年十二月四日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5194	株式会社レモール	大阪府大阪市西区北堀江一丁目一番十八号	平成二十五年九月二十四日から平成二十六年九月二十三日まで
5195	株式会社アルツ	大阪市大東市新田旭町一番地	平成二十五年九月二十六日から平成二十六年九月二十五日まで
5196	株式会社松本のれん堂	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満三十番地の九	平成二十五年九月三十日から平成二十六年九月二十九日まで
5197	三祐株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目一番十二号	平成二十五年十月十五日から平成二十六年十月十四日まで
5198	フーセンウサギ株式会社	大阪府大阪市中央区南船場四丁目十一番二十八号	平成二十五年十月十五日から平成二十六年十月十四日まで
5199	津田ホールディングス株式会社	福岡県田川郡福智町赤池四百七十四番地の百一	平成二十五年十月二十一日から平成二十六年十月二十日まで

○国土交通省告示第千百六十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

東洋自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

千葉県旭市鎌数五一四六番地

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習

1　名称

東洋自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

千葉県旭市鎌数五一四六番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習

1　名称

東洋自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

千葉県旭市鎌数五一四六番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習

1　名称

東洋自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

千葉県旭市鎌数五一四六番地

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第千百七十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十一月十四日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

東洋自動車株式会社